

○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号イホの規定に基づき、昭和五十六年消防庁告示第十号（配電盤及び分電盤の基準）の一部を次のように改正する。

令和五年五月三十一日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三 キヤビネットの構造 一 第一種配電盤等のキヤビネットの構造は、次に定めるところによること。 〔一〕 略 〔二〕 キヤビネットは、防火塗料等を施した繊維混入ケイ酸カルシウム板（板厚が埋込む部分にあつては十二ミリメートル以上、露出する部分にあつては十五ミリメートル以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性及び断熱性を有する材料で内張りしたものとし、かつ、当該内張り部分は、熱又は振動により容易にはく離しないものであること。 〔三〕 略 〔三〕 略 第四 第一種配電盤等及び第二種配電盤等の性能 一 略 〔一〕 キヤビネットは、次に定める耐火試験に合格するものであること。 〔イ〕 略 ロ 加熱方法は、キヤビネットを別図第二に示す位置に取り付け、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格（以下「JIS」という。） A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める標準加熱曲線Bに準じて三十分間加熱すること。 〔ハ・ニ 略〕 〔二〕 非常電源回路に使用する配線用機器及び配線（以下「配線用機器等」という。）は、次に定める耐火試験に合格するものであること。 イ 加熱炉は、次によること。 〔イ〕 略 〔ロ〕 略 〔ハ〕 加熱したとき、二百八十度プラスマイナス二十八度の温度（一）の試験結果において、別図第三に示すB点の温度が百五度以下である場合使用する配線用機器等に係る耐火試験にあつては、百五度プラスマイナス十・五度の温度）を三十分間以上保つことができるものであり、かつ、炉内に極端な温度むらを生じないものであること。 ロ 加熱方法は、配線用機器等を収納した厚さ一・五ミリメートルの鋼板製の箱を別図第五に示す位置に取り付け、JIS A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める標準加熱曲線Bの三分の一の加熱曲線（一）の試験結果において、別図第三に示すB点の温度が百五度以下であるものにあつては、標準加熱曲線Bの八分の一の加熱曲線に準じて三十分間加熱すること。 〔ハ・ニ 略〕 〔三〕 略 〔三〕 略 二 略	第三 〔同上〕 一 〔同上〕 〔一〕 同上 〔二〕 キヤビネットは、防火塗料等を施したパライト板（板厚が埋込む部分にあつては十二ミリメートル以上、露出する部分にあつては十五ミリメートル以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性及び断熱性を有する材料で内張りしたものとし、かつ、当該内張り部分は、熱又は振動により容易にはく離しないものであること。 〔三〕 同上 〔三〕 同上 第四 〔同上〕 一 〔同上〕 〔一〕 同上 〔イ〕 同上 ロ 加熱方法は、キヤビネットを別図第二に示す位置に取り付け、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格（以下「JIS」という。） A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線に準じて三十分間加熱すること。 〔ハ・ニ 同上〕 〔二〕 〔同上〕 イ 〔同上〕 〔イ〕 同上 〔ロ〕 同上 〔ハ〕 加熱したとき、二百八十度プラスマイナス二十八度の温度を三十分間以上保つことができるものであり、かつ、炉内に極端な温度むらを生じないものであること。 ロ 加熱方法は、配線用機器等を収納した厚さ一・五ミリメートルの鋼板製の箱を別図第五に示す位置に取り付け、JIS A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線の三分の一の温度曲線に準じて三十分間加熱すること。 〔ハ・ニ 同上〕 〔三〕 同上 〔三〕 同上 二 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	(一) キヤビネットは、次に定める耐火試験に合格するものであること。 「イ 略」 ロ 加熱方法は、キヤビネットを別図第二に示す位置に取り付け、JIS A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める標準加熱曲線Bの三分の一の加熱曲線に準じて三十分間加熱すること。 「ハ・ニ 略」 (二) 配線用機器等は、前号(二)、ハ及びニ並びに次に定める耐熱試験に合格するものであること。 「イ 略」 ロ 加熱方法は、配線用機器等を収納した厚さ一・五ミリの鋼板製の箱を別図第五に示す位置に取り付け、JIS A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める標準加熱曲線Bの八分の一の加熱曲線に準じて三十分間加熱すること。 第五 その他 第一種配電盤等及び第二種配電盤等は、JIS C 八四八〇（キヤビネット形分電盤）に適合するものとする。
	(一) 「同上」 「イ 同上」 ロ 加熱方法は、キヤビネットを別図第二に示す位置に取り付け、JIS A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線の三分の一の温度曲線に準じて三十分間加熱すること。 「ハ・ニ 同上」 (二) 「同上」 「イ 同上」 ロ 加熱方法は、配線用機器等を収納した厚さ一・五ミリの鋼板製の箱を別図第五に示す位置に取り付け、JIS A 一三〇四（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線の八分の一の温度曲線に準じて三十分間加熱すること。 第五 「同上」 第一種配電盤等及び第二種配電盤等は、JIS C 八四八〇（分電盤通則）に適合するものとする。

別図第三中「パーライト板等」を「繊維混入ケイ酸カルシウム板等」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。